

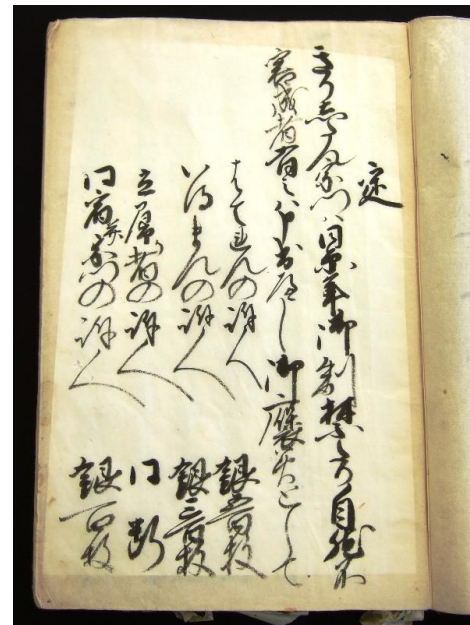
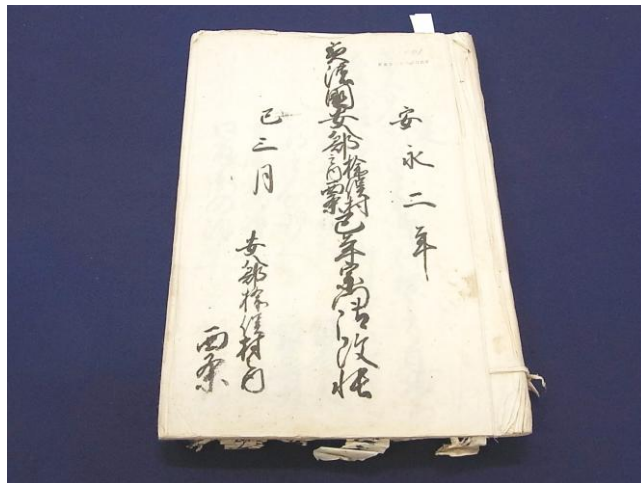
10月資料展示：立教大学所蔵古文書コレクションから：西松家文書

<西松家文書・宗門改帳>

「宗門改帳」は、徳川幕府の天下統一政策の一つとして、キリシタンを禁じ、仏教の宗門ごとに全ての国民を調査作成させたものである。次第に形式化しつつも明治二年まで絶えることなく各村で作成され続けた。

美濃国安八郡西条村（現：岐阜県安八郡輪之内町）西松家には安永二年（1772年）から明治2年（1869年）まで、数冊の欠本はあるものの、ほぼ継続して帳面が残った。毎年村中の全構成員の名前、年令が記され、筆頭者（戸主）の財産（田畑の石高）や、結婚・奉公等による村の出入の明細が記載されている。「改帳」作成当初の目的は、結果的には世界でも珍しい「戸籍」としてその史料を生み出したことになる。地域により様々な記載方法はあるが、西条村の場合は、歴史学・社会学・人口学等の方面から、極めて重要な史料として注目され、内外の研究者が調査に訪れ、多くの論文が発表されている。

浅見恵



立教大学所蔵 地方古文書総目録について

文学部史学科日本史研究室（大久保利謙、海老沢有道、宮本馨太郎、林英夫）によって昭和 30 年代から収集されてきた地方文書（じかたもんじょ）約 7 万点余（145 件）の目録が本年度ようやく完成し、このたび立教大学図書館のホームページ上で全面公開されました。日本史研究室の他に経済学部により収集されてきた古文書も併せて収録され、地域は武蔵、信濃、越後、美濃、尾張、三河などにおよんでいます。今後、市町村史編纂および研究者の利用・研究に役立つことが期待されます。

じかたもんじょ

地方文書：江戸時代から明治時代にかけて村方によって作成された行政・経済・文化等々に関わる史料。主に各村々の庄屋=名主方に保有されていた。

立教大学所蔵地方古文書総目録のURL:

<http://www.rikkyo.ac.jp/research/library/archives/collection/komonjo/>

『庄屋日記にみる江戸の世相と暮らし』成松佐恵子著 ミネルヴァ書房（2000年）より（抜粋）

<私的文書の価値> 江戸時代の人びとが残した書類の量は膨大である。今日でも旧家の蔵を訪れると、当時の文書が茶箱などに収められたまま、大量に残されている場面に遭遇することがある。所蔵者はその地で長年にわたって村役人を勤めたような家柄である場合が多い。内容は村の基本的な帳簿類や通達といった公的なものが大半であるが・・・私的文書に分類されるものでは、旅日記、各種祝儀受納帳、香典帳などがあり、当時の衣食住の様子や生活レベル、場合によっては社会階層を知る上でも貴重な史料である・・・

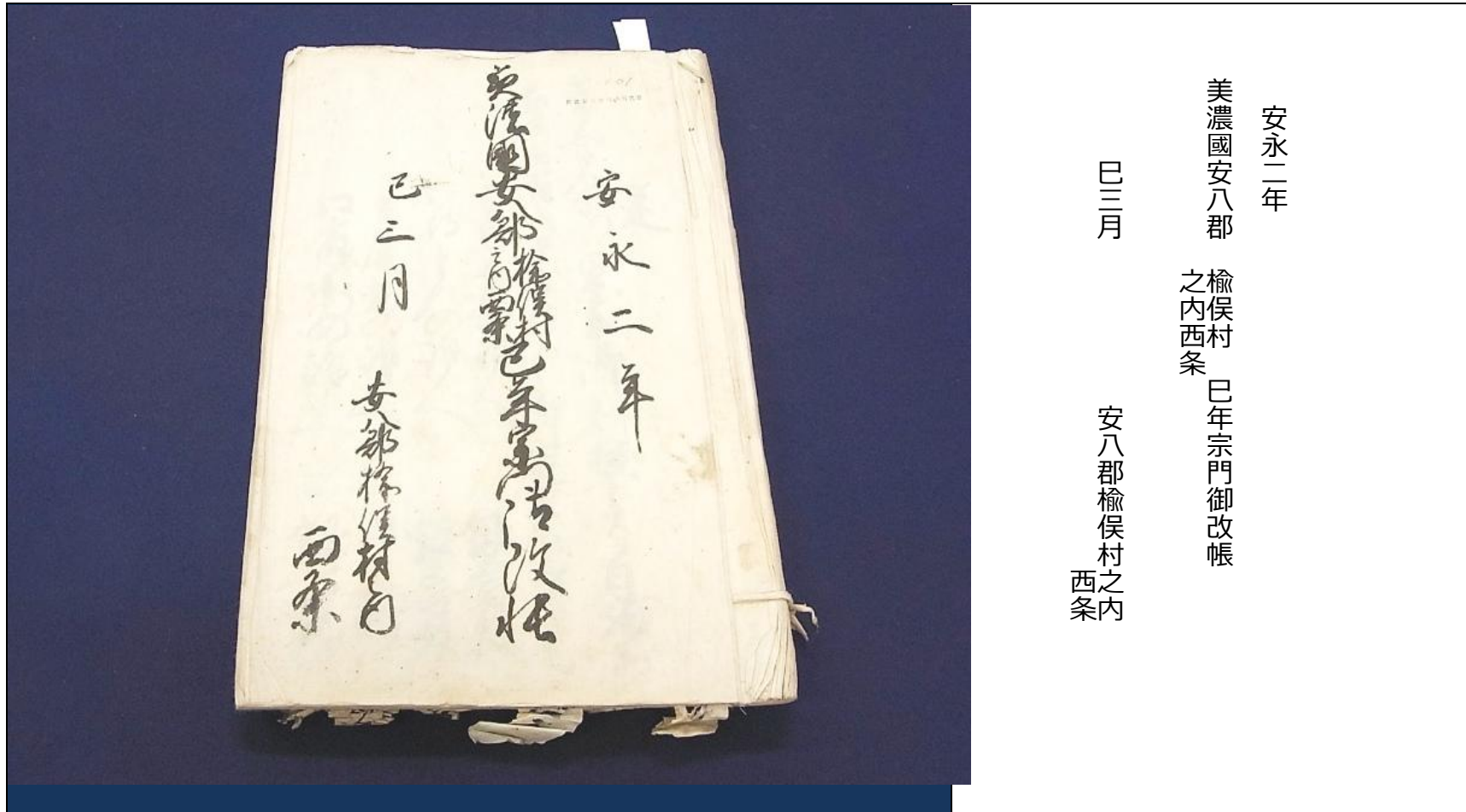
<宗門改帳について> 圧倒的な数と内容を誇るのは、現在立教大学図書館が所蔵する宗門改帳である。これは安永二年(1773)から明治にいたるおよそ 100 年の間・・・連続しており、記載内容が詳細な上、保存状態の良さも加えて最高級の史料といってよい・・・共通している点は、「現住地主義」とでも呼べる方法で記載されている点である。例を挙げると、その年奉公のため他出している男女について、各世帯ごとに脇書に書かれる形で家内のものと区別され、奉公先が明記される。同じように村の内外から奉公人として抱えられているものは、家族の次に記され、名前、年齢とともに出身の村名、宗旨が書き添えられる・・・

資料紹介：西松家文書 宗門改帳

< 1 > 美濃国安八郡榆侯村之内西条巳年宗門御改帳 (安永2年 1773年)

(文書コード 013 箱番号 31 文書番号 2261)

表紙



安永二年

美濃国安八郡

榆侯村之内西条巳年宗門御改帳

己三月

安八郡榆侯村之内
西条

定

きりしたん宗門は累年御制禁たり 自然不

容成者有之は申出へし 御褒美として

はてれんの訴人 銀五百枚

いるまんの訴人 銀三百枚

立歸り者の訴人 同断

同宿井宗門の訴人 銀百枚

定

きりしたん宗門は累年御制禁たり 自然不
容成者有之は申出へし 御褒美として

はてれんの訴人

いるまんの訴人

立歸り者の訴人

同宿井宗門の訴人

銀五百枚

銀三百枚

同断

銀百枚

右の通下さるへし、たとひ同宿宗門の内たりと
いふとも申出る品ニより、銀百枚下さるへし、かくし
置他所よりあらはるゝにおゐては、其所名主并五人
組まで一類罪科ニおこなはるへき者也

正徳元年

奉行

五月日

右通下さるへし、たとひ同宿宗門の内たりと
いふとも申出る品ニより、銀百枚下さるへし、かくし
置他所よりあらはるゝにおゐては、其所名主并五人
組まで一類罪科ニおこなはるへき者也

正徳元年

奉行

六月日

美濃國安八郡下大樽村
高四拾八石五斗九升式合所持仕候

一 禅宗 心岩院旦那

権兵衛
年三十八歳

右同断

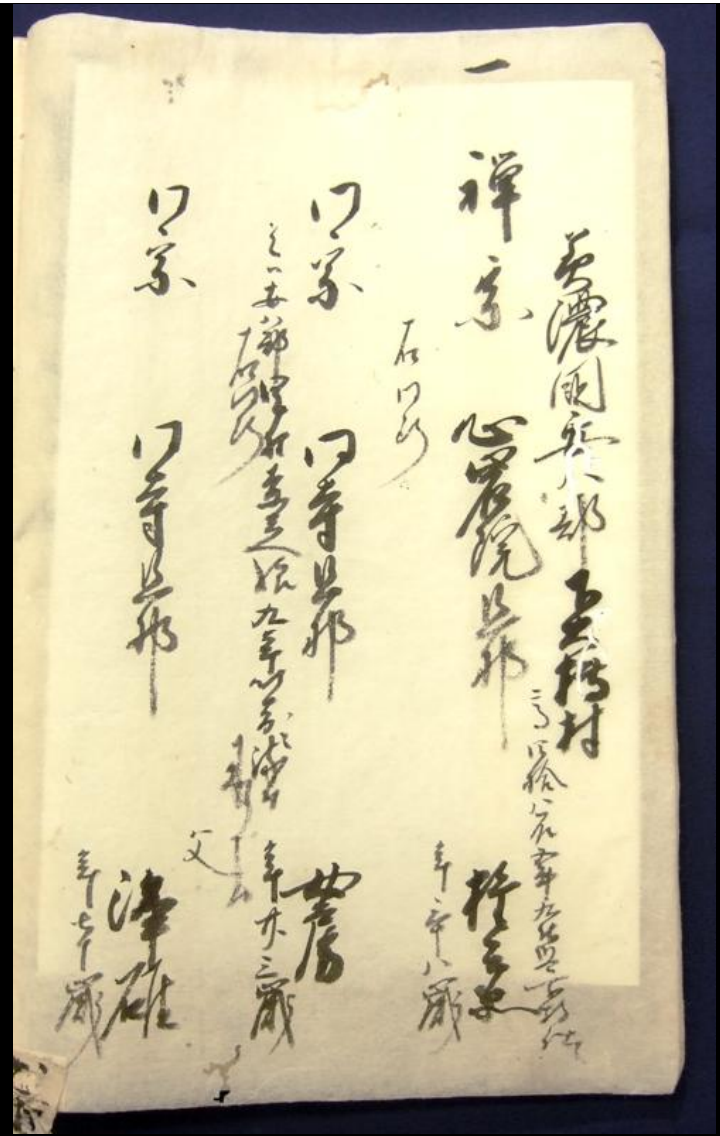
同宗 同寺旦那

女房
年廿三歳

是は安八郡里村藤兵衛娘九年以前
二縁付
来リ申候

同宗 同寺旦那

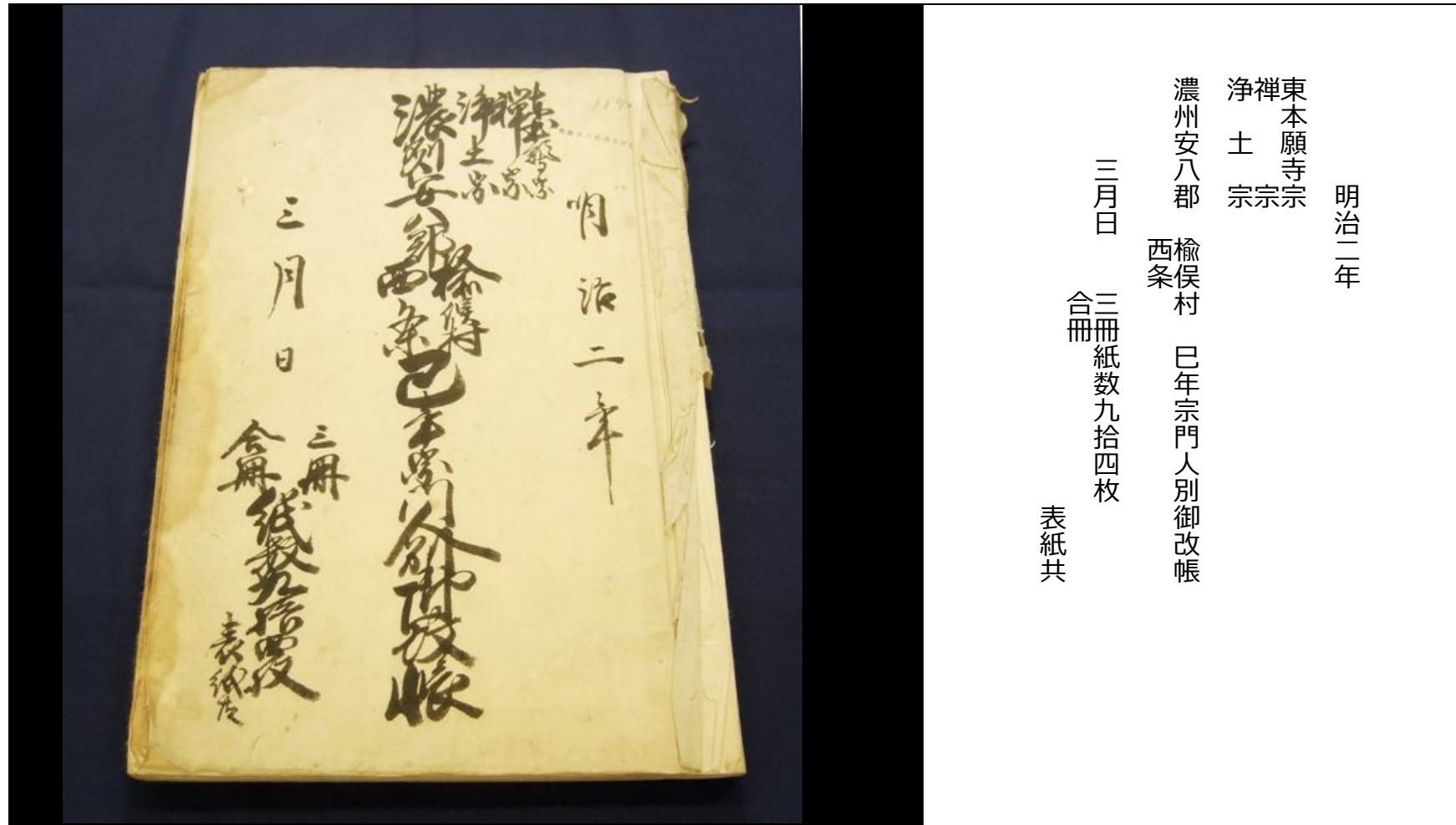
父
浄確
年七十歳



< 2 > 東本願寺宗禪宗浄土宗濃州安八郡榆侯村西条巳年宗門人別御改帳 (明治 2 年 1869 年) 冊 1

(文書コード 013 箱番号 41 文書番号 2524)

表紙



明治二年

東本願寺宗
浄土宗

濃州安八郡
榆侯村
西条
巳年宗門人別御改帳

三月日

三冊紙数九拾四枚
合冊

表紙共

一きりしたん宗門の儀は 是迄
御制禁の通堅く相守候事
一邪宗門の儀はかたく禁止候事

慶應四年三月 太政官

定

定

一きりしたん宗門の儀は是迄
御制禁の通堅く相守候事
一邪宗門の儀はかたく禁止候事

慶應四年三月 太政官
明治二年三月 太政官

家吉軒

當村

権兵衛家来

一東本願寺宗西福寺檀那

水吞 無家

龜吉 貳拾吉才

是は奉公稼二罷出當時中嶋郡大浦村嘉左衛門方二罷在り

外 男

吉人

母むめ

三十九才

是は竹ヶ鼻村藤吉方へ去年縁付遣又

